

会 議 録

会 議 の 名 称	第 1 5 回（平成 2 9 年度第 1 回）新座市子ども・子育て会議
開 催 日 時	平成 2 9 年 5 月 3 0 日(火) 午前・ 午後 7 時 から 午前・ 午後 9 時 まで
開 催 場 所	新座市役所第二庁舎 5 階 会議室 5
出 席 委 員	越道若菜委員、甲田由夏委員、山野辺範一委員、塚田美香委員、並木良委員、川井良介委員、竹内勘次委員、中村敏也委員、入山尚浩委員、鈴木康弘委員、原田晃樹委員、松崎くみ子委員、飯野玲明委員、藤永朋久委員、田子敏子委員 全 1 5 名
事 務 局 職 員	福祉部長、福祉部副部長兼子育て支援課長、障がい者福祉課長、児童福祉課長、保健センター所長、子育て支援課副課長、子育て支援課副課長兼保育第 1 係長、子育て支援係長、保育第 2 係長、同課主事、同課主事
会 議 内 容	<ol style="list-style-type: none"> 1 子ども・子育て支援事業計画の見直しについて 2 計画の見直し方法について 3 見直し後計画公表までのスケジュールについて
会 議 資 料	<ul style="list-style-type: none"> ・会議次第 ・市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しのための考え方（作業の手引き）（抄） ・資料 1-1 「未就学児の人口推移」 ・資料 1-2 「2号・3号支給認定数推移」 ・資料 1-3 「放課後児童保育室入室数推移」 ・資料 1-4 「放課後児童保育室定員数」 ・資料 1-5 「事業計画見直しスケジュール」 ・当日資料 「見直し後の計画に対する意見公募について」
公開・非公開の別	1 公開 2 一部公開 3 非公開 (傍聴者 3人)
そ の 他 の 必 要 事 項	特になし。

審 議 の 内 容 (審議経過、結論等)

1. 子ども・子育て支援事業計画の見直しについて

事務局の説明は以下のとおり

この計画については、内閣府の基本指針において、計画の施行後に支給認定を受けた保護者の支給認定区分ごとの人数が、量の見込みと大きく乖離している場合には、適切な基盤整備を行うため、計画期間の中間年において計画の見直しが必要であるとされていた。

計画の中間年である今年の1月には、内閣府がこの基本指針に基づき計画の見直しの手引きを作成し、参考にしながら見直し作業を進めるよう通知があった。新座市においても計画の見直しが必要な状況と判断されるため、その理由と見直しを行う項目について御説明するもの。

内閣府の計画見直しの手引きには、平成28年4月1日時点の支給認定区分ごとの子どもの実績値が、市町村計画における量の見込みよりも10パーセント以上の乖離がある場合には、支給認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数が、教育・保育の量の見込みと大きく乖離している場合に該当し、原則として見直しが必要となる。また10パーセント以上の乖離が無い場合についても、①平成29年度末以降も引き続き受け皿の整備を行わなければ、待機児童等の発生が見込まれる場合、又は②既に市町村計画において年度ごとに設定した目標値を超えて整備を行った年度がある場合に見直しを行うものとされている。そこで次に新座市の現状について確認する。

3号認定対象の0～2歳の人口については、平成27年度は4,253人で、平成28年度は4,257人とほぼ横ばいだったが、平成29年度では4,144人と113人の減少となっている。

1号・2号認定対象の3～5歳までの人口については、平成27年度は4,623人、平成28年度は4,559人で64人の減少、平成29年度は4,518人でさらに41人の減少となっており、推計値ほど人口は減少していないが、子どもの数は平成27年度から徐々に減少方向で推移している。

支給認定等についてどのような状況になっているかという点について、どの認定区分においても見込みと実績値に差が出ている。特に2号認定と3号認定の1、2歳児については、実際の認定数が当初の見込みを大きく上回っている状況。また、当初の計画では施設整備を行わない方針だったところ、実際にはすでに整備を進めている。

内閣府の見直し基準に当てはめると、支給認定数と実績値の乖離についても、提供体制の整備についても計画の見直しが必要な状況に該当するため、今年度において計画の見直しを行うもの。

見直し項目については、保育の量の見込みの修正と、その提供体制の修正に加えて、地域子ども・子育て支援事業のなかの放課後児童保育室事業についても見直しを行う予定。

内閣府の手引きにおいて、地域子ども・子育て支援事業の見直しについては、必要に応じて見直しを行うこととされているのみで、明確な見直し基準は設けられていないが、新座市においては以前から放課後児童保育室事業についても課題となっているため見直しを考えている。保育の支給認定の状況からも、今後入室希望者が増えることが予測されるため、放課後児童保育室事業についても、量の見込みと提供体制確保の方策について、内閣府が示した保育施設に係る見直しの基本方針に準じて見直すもの。また、放課後児童保育室の定員について、条例上の定員と、各放課後児童保育室の面積を国が定める児童一人当たり面積で割りかえした定員で差があるため、定員の基準についても検討

していく。

質疑応答は以下のとおり

●「資料1-2」の実績値というのは、結果としてはこの大勢の子どもたちが園に入れたということなのか。

→支給認定数なので、待機児童も含めた数となっている。

●「資料1-3」と「資料1-4」の放課後児童保育室の定員の(2)というのは、占有面積を国が定める基準で割った数で、定員の(1)というのは新座市の条例に書かれている数ということでしょうか。大和田放課後保育室の場合は、当初の見込みが141名で定員を多く上回った見込みになっているが、定員を上回った見込みをたてたということか。

→見込みをたてる段階では定員を上回る入室が見込まれるという状況であった。そのため施設の整備を図っていくという計画をたてた。

●大和田放課後保育室は平成29年度の実績値が197人になっているが、これは110人の定員のところに197人の利用者がいたということか。

→そのとおり。

(上記の事務局の説明を受けて委員の発言) 110人の条例定員のところに197人いるが、計画ではスペースを広げる計画になっているということか。少なくとも見込み値では144人まで上げるような計画があって、それは達成されていないが計画ではそうだったということか。

→当初の計画では横ばいの想定であったが、現実にはハイペースで入室希望数が増えているという状況なので、今後については受け入れ態勢を拡充していかなければ、大規模化、狭あい化という問題が進んでしまうので、進めていかなければいけないという認識でいるところ。

(上記の事務局の説明を受けて委員の発言) 今のことは、これから見直そうとしている計画以前にもう決まっているということなのか、これからの見直しで考えていかなければいけないことなのか。

→今回の計画見直し以前の段階から、受け入れ態勢についてどうにかしないといけないという問題の認識をしていた。この点も踏まえ、平成30、31年度どうするかということ併せて検討していくという認識。

(上記の事務局の説明を受けて委員の発言) 平成30、31年度はこれからの計画で変更可能ということか。可能かどうかはともかく、こうあるべきと言える状況にあるのか。

→受け皿を用意するのであれば、しかるべき施設整備を図らなければならない、その計画策定の中の見直しを、今年度1年かけて皆さんの御意見を聞きながら事務局も検討させていただき、計画策定に結び付けていきたい。

当初計画よりも入室者が少ないエリアもあるので、どこにどのような施設の配置をしていくのかというのを検討していかなくてはならない。今後最重点の課題だと考えているので、なるべく予算を投じ、各関係機関の御協力も頂きながら、多くのお子さんが過ごす場を提供する。それを事務局側からも御提案させていただき、状況を提示して皆様の意見を頂戴し、それを計画検討に反映しながらうまくこの1年での中間見直しをさせていただきたい。

●いまのところ4施設だけが基準の1人当たり1.65㎡を超えている。保育の場合は厳密に決められているが、放課後児童保育室では努力義務なのか。それとも守らなければいけないのであれば法律違反をしているのか。

→急激に1.65㎡の基準をクリアするのはどの自治体も厳しいので、5年間の移行期間が設けられている。その関係で、まだ移行期間中ということになっている。

●保育専有面積のところだが、保育の会では毎年実測値を測っている。市の出している面積とは違っているところが多い。物が置いてある部分を除いた面積となっているのか確認させていただきたい。

→条例で設備、備品の面積は1人当たり1.65㎡という算定からは除くとなっている。現在は建築当初の図面等から測定した数値となっている。日々入所する児童も増えており、当然備品も増えているので、使える面積が減っていると認識している。その部分を今後どのようにしていくのか検討課題だと思っている。

●実測値で定員が超過している、かい離があるところはあるか。

→(委員の発言)保護者がメジャーを持って測っているものでどこまで正確かはわからない。皆さん計画と実績にかなり差があると不思議に思われているが、新座市では学童については待機を作らないということで、基準に達していれば受け入れている。なのでどんどん狭くなって保育をしている状況。

先ほど支援の単位という話があったが、大和田保育室であれば、197人を2クラスという教室の分け方で運営されている、約100名ずつの集団で保育をしているので、そこをおおむね40人という集団のいくつかというふうにしてほしい。当初の計画では今まで2クラスでやっていたところを4クラスにしていくという計画。当初の見込みや実績値も大事だが、目標のクラス数も大事にしていきたい。

(上記の発言を受けて他の委員の発言)小学校の放課後を考えると2クラスを4クラスにすることは物理的に難しいとは考えにくいと思うが、人的に見るスタッフがいないからできないのか、教室が使えない状態なのか、どういう課題があるのか知りたい。

→(委員の発言)2教室用意できるところは2クラス存在する形で、そこを4つにするには中敷きで仕切るとか色々方策があるが、そこまでに手が及んで

いないのが現状。また80～90人の集団を大勢の支援員さんの数で見ているのが現状。リーダーとなる支援員を育成していく時間が必要であったり、分け方だったり、問題は山積み。

支援員の数子どもの人数に応じて定員を算出して決まっているが、支援員数が足りていない。5年間で欠員の支援員さんが増えている。子どもを受け入れる枠も必要だが、それを見る支援員さんも足りなくて困っている。

(上記の発言を受けて他の委員の発言) 部屋を物理的に増やすことは可能なのだが、スタッフが工面できないのか。

→(委員の発言) ほとんどは学校内施設で保育をしているので、これ以上増やす部屋は無いという所が多い。

●2、3号認定の量の見込みと実績にかなり乖離があるのは、何か理由が分かっているのかどうか。人口が減っているのに利用者が増えた理由というのは何か。

→仕事をしたいと希望される方が増えているということが原因だと認識している。

(上記の事務局の説明を受けて委員の発言) 仕事を探している人の割合が多いのではないかという印象を受けているので、そういう隠れたニーズが掘り起こされているからなのか、とりあえず働かなくても預けておこうという人が増えているのかどうか、そういったところを分析しないと小規模作り過ぎました、保育園作り過ぎましたということが起こるのではないかと思うので、そういったところも把握したいと思う。

2. 計画の見直し方法について

事務局の説明は以下のとおり

新座市の未就学児の人口についてはおおむね当初の推計どおり減少方向に推移しているので、人口推計については見直しを行わず、平成30年度・平成31年度における推計支給認定割合を算出して見込み人数を修正する。

推計支給認定割合の算出の方法については、4ページの「4. 見直しの方法」以降に説明がある。認定区分ごとに説明が載っているが、概要としては、保育認定事由ごとの増減を分析し、どのような要因で乖離が生じているかを把握した上で、今後の支給認定割合の見込みについてプラスの補正をするのかマイナスの補正をするのか判断するというもの。

以上の考え方に基づいて、認定区分ごとに増減事由を分析し量の見込みを修正する方針。学童に関しては、手引きに計算方法の指針が無いので、これまでの入室者実績の推移等を参考にしながら量の見込みの修正を行う。

質疑応答は以下のとおり

●学童の問題に関して、施設そのものを増やすことはなかなか難しいと思う。そうすると支援員の欠員の問題をどう解決できるかだと思う。学童の支援員不足というのは人件費、予算的な部分なのか、もしくはこういった仕事を目指す人が少ないといった面で苦労されているのか、人を集める方法が難しいのか、

どの辺が実際の問題なのか。

→（委員の発言）待遇なのではないか。

●これは計画をどうするかという話で、内閣府の定めたマニュアルどおりにやることは簡単にできると思うが、その目標値が実際生きた目標値になるかどうか話は別なので、ある程度実施の見通しを立てた目標と現実のトレンドをどう見るかというのは大きな課題。特に学童については個別に検討するというところで、特に超過が著しい所と、支援員不足が慢性化しているところをどうするか大きな課題となると思う。皆さんそれ以外にどう思うか。

→（委員の発言）今後マンション等開発するところがあればそのあたりも加味して人数の調整をしていただければと思う。

→（委員の発言）私のところは保育園をやっているが、「資料1-1」を見ると0歳児の人口がもう下降状態なので、これを考えると、保育もそうですし、学童のほうもなかなか市のほうも手を出しづらいという次第。

→（委員の発言）保育園を増やすべきだという方針をもちかけるとしたら、事業者側の課題等をお出しいただけると非常にありがたいと思う。

→（委員の発言）学童の児童一人当たりの専有区画面積、あと人材、これらを解決するにはみなお金がかかることだと思います。今そんなにお金があるわけじゃないと思います。ただ、これを守るために今入ってらっしゃる方の基準を厳しくする、それだけはやはり避けなければいけないと思う。今より基準を厳しくして、入れる方がいなくなったり、困る親が出てこないためにもこの会があると思う。

（上記の発言を受けて会長の発言）とても重要な意見で、自治体では定義や条件を変えて解決したと言っているところもある。むしろ数が多いというのは幅広く受け入れようとしている努力のあらわれなので、数を多くカウントしていることはすごく意味があると思う。

問題は、特に保育園の場合は本当に頼るところがなく経済的にも苦しくて困窮度の高い人と、入れればラッキーという人がいるとすると、より困っている人にちゃんと手が届くようなサポートはしないといけない。なので190人の待機児童の属性がどうかというのは、一度見てみる必要があると思う。

あとは学童のところでは根本的な解消は難しいというのはよく分かったが、話を聞いている限りでは、まず人的なやりくりが一番喫緊の問題。予算をかければどうかなるか分からないが、部屋はもうどうしようもないと思うので、働いている人の労働環境であるとか、職場環境をちゃんとしないと、一生懸命な人ほど負担が多くなり馬鹿を見るという話になるので、そこはなんらかのアピールができればと思う。

国が定めたマニュアルに沿って目標値を定めることについては機械的にやればいいが、それとは別に最低これだけは確保できないとまずいというのは是非委員会で、特に現場に関わっている方にはこの辺の定員がないと困るというのがもしマニュアルとの乖離があれば出していただければありがたいなと思う。

もうひとつ言わせていただくと、福祉のところではこれだけのニーズがあるからこれだけきちつとしようというのが私たちの使命だと思うので、ここをやる

ことで多少は問題が緩和されるということが説明できればと思うので、是非みなさんが問題意識を持っているものを引き続き出していただいて、それがどう可能かというのを委員会で議論していけたらと思う。

●先ほど資料を出していただきました待機児童の1歳児について、どのあたりの方が増えたのかなど、個人情報なので調べられないと思いますが、地域でどのあたりが増えたか聞かせていただければありがたいと思う。

→平成29年度のものまでお出しできるかわからないが、整理して皆様に配布させていただければと思う。

3. 見直し後計画公表までのスケジュールについて 事務局の説明は以下のとおり

今後のスケジュールについて、来年1月には計画の見直し案について県と協議を行う必要があるため、資料にありますように今年中に計画の見直し案を決定する予定。

具体的な流れとしては、7月の第2回会議において、量の見込みと提供体制の方策の修正結果について一度審議いただき、その結果を踏まえて8月にもう一度計画の見直し案について審議いただく。そこで概ねの素案について完成させて市民の方々に広報やホームページ上で公表し、1ヶ月間の期間意見募集を行う予定。意見募集の結果をふまえた素案について10月の会議で報告し、11月の会議で最終案について決定いただきたいと考えている。

意見募集の方法について、計画の策定時にはパブリックコメントを実施して市長の名前で意見募集を行ったが、今回の見直し時にはパブリック・コメント手続条例第9条に基づき子ども・子育て会議の名前で意見募集を行う。その上で見直し案について会議に諮り答申を受けて最終決定という予定。

●最後に。今いろいろな意見が出てきたが、特にこの辺が重点課題であるとか、この辺についてやりとりできないか、課題であるとか案みtainな形で計画に盛り込むことは可能か。計画の見数値量の見直しに伴って、この辺は重点課題であるとかこの辺の審理が重要であるということを入れることは可能か。

→計画の中に書き込んでいくのは少し難しいのかなとは思いますが、こう出来ますと断言できないが、場合によればこの子ども子育て会議として、計画の推進にあたって意見としていただく。例えばですが別紙で会長名から市長へ、計画策定し、その上でここに注力してください、ここが課題と考えているので重点的にやってくださいというように対応可能かもしれない。すみません、どう対応可能かどうすべきか即答できなくて恐縮ですがそんなアイデアもあるかと思う。

(上記の事務局の説明を受けて委員の発言)で単に議事録に残すのではなくて、なんらかの形、ペーパーで市長にわかるように伝えたいと思うので、そういうこともお含みいただいて、どういうことを集約して最後に言うかということもぜひ議論させていただきたいなと思う。

閉会